

療養費 勤労に對しては長期に日給事務支給
心傷金 勤労に對しては長期に日給金額支給
医薬料 は工場側之に負担す

勤労手当 計算は大正十三年一月より起算す

之は組合側之交渉に失敗に因りたものにして
此等之勤労期には計算に入らず。此等交渉の概
は組合大肉之支部は勤労者之就工員に
述べては懐疑したる事あり

二、規約 東京院造労働組合の規約と同一